建築基準法施行令の規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件（傍線部分は改正部分）

改正案

建築基準法施行令の規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件

平成五年六月二十二日
建設省告示第千四百二十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の十第二号及び同条第三号イの規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を次のように定める。

防火上支障のない外壁及び屋根の構造は、次に掲げるものとする。

第一　外壁にあっては、不燃材料で覆われているもの又は次に掲げる材料（令第百三十六条の九第一号イに該当する開放的簡易建築物（床面積が百五十平方メートル以上のものに限る。）の外壁及びそれ以外の令第百三十六条の九の規定により指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分（以下「簡易建築物」という。）の外壁で延焼のおそれのある部分にあっては、第一号及び第三号に掲げるものに限る。）で造られ、若しくは覆われているもの

一　準不燃材料（不燃材料を除く。）

二　難燃材料（準不燃材料を除く。）

三　ガラス繊維織物（繊維の径が三・三ミクロン以上で四・五ミクロン以下のものに限る。）に四ふっ化エチレン樹脂の含有率が九十パーセント以上である樹脂を表面処理したもので、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

現行

建築基準法施行令の規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件

平成五年六月二十二日
建設省告示第千四百二十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の十第二号及び同条第三号イの規定に基づき、防火上支障のない外壁及び屋根の構造を次のように定める。

防火上支障のない外壁及び屋根の構造は、次に掲げるものとする。

第一　外壁にあっては、不燃材料で覆われているもの又は次に掲げる材料（令第百三十六条の九第一号イに該当する開放的簡易建築物（床面積が百五十平方メートル以上のものに限る。）の外壁及びそれ以外の令第百三十六条の九の規定により指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分（以下「簡易建築物」という。）の外壁で延焼のおそれのある部分にあっては、第一号及び第三号に掲げるものに限る。）で造られ、若しくは覆われているもの

一　準不燃材料

二　難燃材料

三　ガラス繊維織物に四ふっ化エチレン樹脂の含有率が九十パーセント以上である樹脂を表面処理したもので、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ　厚さが〇・五ミリメートル以上であること。
ロ　ガラス繊維織物の重量が一平方メートルにつき百五十グラム以上であること。
ハ　表面処理に係る樹脂の重量が一平方メートルにつき四百グラム以上千百グラム以下であること。
ニ　通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。
四　ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふっ素樹脂（ガラス繊維織物を用いるものにあつては四ふっ化エチレン樹脂を除く。）その他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの
イ　厚さが〇・五ミリメートル以上であること。
ロ　繊維織物の重量が一平方メートルにつき百グラム（ガラス繊維織物にあつては百五十グラム）以上であること。
ハ　表面処理に係る樹脂の重量が一平方メートルにつき四百グラム以上千百グラム以下であること。
ニ　日本工業規格Ａ一三二二（建築物薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防炎二級試験に合格するものであること。
ホ　通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。
五　ポリカーボネート板（日本工業規格K六七一九（ポリカーボネート成形材料）及び日本工業規格K六七三五（ポリカーボネート板）に適合するものに限る。）で、厚さが八ミリメートル以下のもの

イ　厚さが〇・五ミリメートル以上であること。
ロ　ガラス繊維織物の重量が一平方メートルにつき百五十グラム以上であること。
ハ　表面処理に係る樹脂の重量が一平方メートルにつき四百グラム以上千百グラム以下であること。
ニ　通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。
四　ガラス繊維織物又はポリアミド系、ポリアラミド系、ポリエステル系若しくはポリビニルアルコール系の繊維織物に塩化ビニル樹脂、クロロプレンゴム、クロロスルフォン化エチレンゴム、ふっ素樹脂フィルムその他これらに類するものを表面処理したもので、次に掲げる基準に適合するもの
イ　日本工業規格Ａ一三二二（建築物薄物材料の難燃性試験方法）に規定する防炎二級試験に合格するものであること。
ロ　通常の使用により容易に材料の劣化が生じないものであること。
五　ポリカーボネート板（日本工業規格K六七一九（ポリカーボネート成形材料）及び日本工業規格K六七三五（ポリカーボネート板）に適合するものに限る。）で、厚さが八ミリメートル以下のもの

第二　屋根にあっては、不燃材料でふかれているもの又は次に掲げる材料（令第百三十六条の九第一号イに該当する開放的簡易建築物（床面積が百五十平方メートル以上のものに限る。）の屋根及びそれ以外の簡易建築物の屋根で延焼のおそれのある部分にあっては、第一号に掲げるもののうち第一第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。）で造られ、若しくはふかれているもの。

一　第一各号に掲げるもの

二　建築基準法第二十二条第一項に規定する構造であるもの

附　則

この告示は、平成十二年〇月〇日から施行する。

第二　屋根にあっては、不燃材料でふかれているもの又は次に掲げる材料（令第百三十六条の九第一号イに該当する開放的簡易建築物（床面積が百五十平方メートル以上のものに限る。）の屋根及びそれ以外の簡易建築物の屋根で延焼のおそれのある部分にあっては、第一号に掲げるもののうち第一第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。）で造られ、若しくはふかれているもの。ただし、第二号に掲げるものにあっては、昭和四十五年建設省告示第百一号第二第一号イからトまでに掲げる基準に適合しているものに限る。

一　第一各号に掲げるもの

二　昭和五十一年建設省告示第千二百三十一号第二に規定する表面試験（同告示第二第三号に規定する加熱試験にあっては、難燃材料に係る部分に限り、同告示第二第四号に規定する判定にあっては、イ、ハ、ニ及びホ（難燃材料に係る部分に限る。）に限る。）に合格するもの

附　則

この告示は、平成五年六月二十五日から施行する。